

冷凍空調装置の施設基準〔フルオロカーボン及び二酸化炭素の施設編 KHKS 0302-1〕、〔フルオロカーボン（不活性のものに限る。）冷凍能力 20 トン未満の施設編 KHKS 0302-2〕、〔可燃性ガス（微燃性のものを含む。）の施設編 KHKS 0302-3〕改正案に対するパブリックコメント（意見募集の）結果について

平成 23 年 3 月 4 日
冷凍空調規格委員会
委員長 功刀 能文

この度、冷凍空調規格委員会が改正を行っている〔フルオロカーボン及び二酸化炭素の施設編 KHKS 0302-1〕、〔フルオロカーボン（不活性のものに限る。）冷凍能力 20 トン未満の施設編 KHKS 0302-2〕及び〔可燃性ガス（微燃性のものを含む。）の施設編 KHKS 0302-3〕改正案についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました（平成 22 年 12 月 22 日～平成 23 年 2 月 22 日）。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、冷凍空調規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：4 件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成 23 年 2 月 24 日に開催された冷凍空調規格委員会において審議の結果、了承されました。

以上

問い合わせ先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 冷凍空調課 鈴木
TEL:03-3436-6103
FAX:03-3438-4163
e-mail:hpg@khk.or.jp

施設基準の制定案に寄せられた意見に対する対応

整理番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>【該当する規格案名及び箇所】 冷凍空調装置の施設基準 「フルオロカーボン(不活性のものに限る)冷凍能力 20 トン未満の施設編」及び「フルオロカーボン及び二酸化炭素の施設編」に於ける冷媒限界濃度の考え方</p> <p>意見：限界濃度計算式 $m/V = C \leq P$ の C と P に合算の概念を加える。</p> <p>理由：冷媒限界濃度の基本的考え方で、同一空間内に設置の冷凍空調設備は全て合算して考えるのかの確認である。(安全側からは、合算が妥当と考える。)</p> <p>例えば大形店舗にて、店舗内の空調機系統に R-410A が 100Kg 充填されており、ショーケース系統で R-404A の 50Kg 充填系統が 4 系統存在するようなケースである。</p> <p>全て合算では、$100\text{Kg} + 4 \times 50\text{Kg}$ となるが限界濃度が異なり、合算式が必要と思う。</p>	<p>ご意見に関することは、3.2.1 a) に「一つの室内に二以上の冷媒設備が設置されている場合は、最大の冷媒充てん量をもつ冷媒設備の方の冷媒充てん量とする。」旨規定しています。</p> <p>複数基の冷凍空調装置から同時に冷媒全量が同一室内に漏えいする可能性は低いことから原案どおりといたします。</p>	

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
2	<p>1. 改善提案 KHKS0302-1 表 3（火気設備の区分と距離）及び KHKS0302-3 表 3（火気設備の区分と距離）の冷媒設備との距離の区分を冷凍能力の容量から冷凍設備の種類に改めるように提案をします。</p> <p>2. 提案理由 ・指定設備に係る大型の冷凍設備（冷凍能力：50トン以上）を設置した場合、火気設備との距離が冷凍保安規則関係例示基準よりも厳しくなっているため、冷凍保安規則関係例示基準に整合させる。</p>	<p>指定設備について、火気設備との距離を例示基準より厳しくする意図はありません。例示基準どおりであることがわかるように、表 3 において、「冷凍能力 50 トン^{注2)} 以上の場合^{注4)}」とし、注 4) として「指定設備については冷凍能力 50 トン未満の場合の欄の距離とする。」を追加します。</p>	
3	<p>【該当する規格案名及び箇所】 全般(1.適用範囲)</p> <p>【意見及びその理由】 【意見】適用範囲が「高圧ガス保安法の適用を受ける冷凍装置」とありますが、冷凍則に限るのか、一般則やコンビ則の適用を受ける「付属冷凍装置」も含まれるのかを明確にすべきと考えます。</p> <p>【理由】本基準は冷凍則適用の冷凍装置(一般冷凍)の設置基準を示されたものと思いますが、適用範囲には「高圧ガス保安法の適用」とあり、冷凍則に限っていません。</p>	<p>1. 適用範囲 中「この基準は、高圧ガス保安法の適用¹⁾ を受ける・・・」を「この基準は、高圧ガス保安法¹⁾ 冷凍保安規則の適用を受ける・・・」に改め、適用範囲を明確にします。</p>	

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
	そのため、(一般冷凍に係わらない)主に付属冷凍に係わっている者にとっては、本基準が付属冷凍にも適用すると の誤解を生じる可能性があります。		
4	<p>【該当する規格案名及び箇所】 KHKS 0302-1(FC、CO2 編)18 頁 5.1 d) KHKS 0302-3(可燃性ガス編)19 頁 5.1 e)</p> <p>【意見及びその理由】 【意見】 冷凍装置が高圧ガス保安法の許可対象の場合、 ただし書きは消防法の規定に抵触するのではないかと考 えます。 【理由】 高圧ガス施設と危険物設備間の保安距離は消防 法の規定であり、高圧ガス保安法 5 条 1 項 2 号の許可を 要する冷凍設備が対象となっています。 危令 9 条 1 項 1 号では「塀による緩和措置」を規定して いますが、この措置は高圧ガス設備を対象としていませ ん。 また、消防法の通達(消防危 40 号 平成 13 年 3 月 29 日) は条件付で本措置を認めています、監督官庁(市町村長) が認めた場合に限ると存じます。</p>	消防法の通達に係る事項をあえて記述することは適当では ない判断し、ただし書きは削除します。	